

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年12月14日（木曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時43分 散会

付託事件

議案第100号，議案第110号（ただし，第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く），議案第111号，議案第112号（ただし，別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く），令和5年請願第4号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第100号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例
- ② 議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし，第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く）
- ③ 議案第111号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ④ 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし，別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

(2) 請願審査

- ① 令和5年請願第4号 小吹清掃工場跡地の土壌及び水質調査等についての請願

2 出席委員（7名）

委員長	佐藤昭雄君	副委員長	打越美和子君
委員	土田記代美君	委員	萩谷慎一君
委員	須田浩和君	委員	高倉富士男君
委員	袴塚孝雄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職，氏名

市長公室長	小田木健治君	市長公室 参事兼 秘書課長	篠原芳之，君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君

デジタル イノベーション 課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
総務部参事兼 行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君	人事課長	安 里 裕 行 君
財産活用課長	加 藤 富 寛 君	市民課長	渡 邊 徳 子 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 崎 幹 男 君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君	財政課長	佐 藤 直 明 君
契約検査課長	鈴 木 和 男 君	資産税課長	浅 野 一 志 君
収税課長	村 沢 晶 弘 君		
市民協働部長	小 嶋 い つ み 君	市民協働部 副部長	柏 直 樹 君
市民協働部 参事兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君	市民協働部 参事兼 防災・危機 管理課長	鬼 澤 英 一 君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須 藤 文 彦 君	生活安全課長	砂 川 和 敏 君
文化交流課長	上 原 純 大 君	スポーツ課長	田 沢 春 彦 君
体育施設整備 課長	讃 井 正 俊 君	男女平等参画 課長	木 村 清 美 君
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君
生活環境部 参事兼 廃棄物対策 課長	荻 沼 学 君	環境保全課長	坪 井 正 幸 君
ごみ減量課長	高 安 正 紀 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会計課長	永 井 誠 一 君		
選挙管理委員会 事務局長	外 岡 淳 一 君		
監査委員 事務局長	和 田 隆 君	監査委員 事務局次長	坂 場 賢 治 君
議会事務局長	天 野 純 一 君	総務課長	加 藤 清 文 君
議事課長	大 嶋 実 君		

6 事務局職員出席者

議事係長 武井俊夫君 書記 島田祐輔君

午前10時 0分 開議

○佐藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第100号ほか3件、それに請願1件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに、執行部に提出議案の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に請願の審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第100号ほか3件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、執行部から順次、提出議案の説明を願います。

初めに、議案第100号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 おはようございます。

それでは、議案書①、11ページをお開き願います。

市議会議案第100号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提出いたしました資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、関係規定の整備を行うものであります。

2の主な改正内容でございますが、現在、印鑑登録証明書を取得する場合、印鑑登録証を持って窓口で取得する、またはマイナンバーカードを持参してコンビニエンスストアのマルチコピー機で取得するかのいずれかとなっておりますが、移動端末設備、いわゆるスマートフォンに移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録してある場合、マイナンバーカードでなく移動端末設備を利用して証明書交付を可能とするものです。

3の施行期日でございますが、公布の日から起算して1月を超えない範囲において規則で定める日でございます。

ページを返していただきまして、2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中

歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く)について、執行部から説明願います。

初めに、議案について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、議案書①の45ページをお開き願います。

市議会議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算(第6号)について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,550万円を追加し、総額を1,237億4,072万円とするとともに、第2条で債務負担行為の追加を行うものであります。

ページを返していただきまして、46ページをお願いいたします。

この第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算それぞれの款項ごとの補正額等を示しております。

なお、内容につきましては、この後、議案書②補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、右の47ページを御覧願いまして、第2表債務負担行為補正中、市営住宅及び特定市営住宅管理運営に係る債務負担につきましては、指定管理者の指定に伴う債務負担行為であり、令和6年度から令和10年度までの5年間の指定管理委託料として、限度額1億8,080万円の債務負担行為を設定するものであります。

なお、当該事項につきましては、建設企業委員会に付託されたものですが、当委員会にもあわせて御報告をさせていただくものでございます。

議案部分の説明は以上であります。

○佐藤委員長 次に、第1表中歳出中第2款総務費、1項総務管理費、2目財政管理費について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、恐れ入りますが、議案書②の補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、一番上ではありますが、2款総務費、1項総務管理費、2目財政管理費につきましては、地方自治法の規定に基づき、令和4年度決算剰余金の2分の1以上の額として、2億1,900万円を財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、この積立てにより、現時点における今年度末の財政調整基金の残高は約4億9,360万円となる見込みであります。

以上であります。

○佐藤委員長 次に、7目デジタルイノベーション費について、北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 続きまして、その下、7目デジタルイノベーション費につきましては、マイナンバー法の改正に伴い、マイナンバーカードへの振り仮名、ローマ字等を記載するためのシステム改修に係る経費といたしまして、委託料800万円を増額するものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費について、渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 続きまして、3段目の2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、1,340万円を補正するものでございます。

内容についてですが、12節委託料につきまして、住民基本台帳法の一部が改正され、戸籍の附票に振り仮名を追加するため、システム改修を行うものです。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、歳入について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、同じ議案書②補正予算に関する説明書の2ページ、3ページをお開きください。歳入について、御説明をいたします。

上段、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、住民基本台帳法の改正に伴う基幹業務システム等の改修に要する財源として、2,140万円を増額するものであります。

次に、中段、17款県支出金、2項県補助金、6目土木費補助金につきましては、東京圏から本市へ移住する方を支援する移住支援金の財源として、1,995万円を増額するものであります。

下段、21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を21億3,415万円措置するものであります。

市議会議案第110号の総務環境委員会所管分の説明は以上であります。

○佐藤委員長 次に、議案第111号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 追加議案書④の1ページをお開き願います。

議案第111号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

1、改正理由につきましては、国等に準じて給与改定等を実施するため、水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

2、主な改正内容ですが、まず、(1)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正については、ア、第1条、こちらは令和5年度の改正となっており、改正内容は主に3点ございます。

まず、1点目、(ア)給料表の改正については、初任給をはじめとして若年層に重点を置いて、全ての号給にのっとる給与月額を引き上げ、大卒程度の初任給を1万1,000円、高卒程度の初任給を1万2,000円引き上げるものです。

また、消防職、医療職及び企業職の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改正を行います。

2点目、(イ)期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正については、令和5年12月支給の期末手当及び勤勉手当について、支給割合をそれぞれ0.05月分、暫定再任用職員はそれぞれ0.025月分引き上げるものです。

3点目、(ウ)新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に伴う規定の整備については、法改正に伴い、手当の名称及び引用条項を整理するものです。

続いて、イ、第2条は令和6年度の改正となります。

令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を6月期、12月期の支給割合が均等となるよう改正

を行うものです。

表は、暫定再任用などを除く一般の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合となっており、上から、現行、令和5年度改正後、2ページ、上段のほうでは令和6年度以降の支給割合を記載しており、網かけ部分が改正箇所となっております。

次に、2ページを御覧願います。

(2)市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正のうち、ア、第3条につきましては、令和5年度の改正となっております。市議会議員の令和5年12月期における期末手当を0.1月分引上げ、イ、第4条の令和6年度の改正においては、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう改正を行うものです。

表は、市議会議員の期末手当の支給割合となっており、上から、現行、令和5年度改正後、令和6年度以降の支給割合を記載しており、網かけの部分が改正箇所となっております。

次に、(3)常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例につきましては、市議会議員と同様に常勤特別職の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

ア、第5条の令和5年度の改正は、常勤特別職の令和5年12月に支給する期末手当を0.1月分引上げ、イ、第6条の改正については、令和6年度以降の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう改正を行うものです。

表は、常勤特別職の期末手当の支給割合となっており、上から現行、令和5年度改正後、令和6年度以降の支給割合を記載しており、網かけ部分が改正箇所となっております。

次に、3の施行期日等につきましては、(1)第1条、水戸市職員の給与に関する条例の一部改正のうち、(ウ)新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に伴う規定の整備は公布の日から施行、(2)第1条、第3条、第5条中給料表及び期末手当及び勤勉手当に関する規程は、令和5年4月1日に遡及して適用とし、(3)第2条、第4条及び第6条の令和6年度以降の改正規定については、令和6年4月1日から施行とするものです。

3ページから23ページまでは新旧対照表、24ページは参照条文となっておりますので、御参照願います。

説明は以上です。

○佐藤委員長 次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、追加議案書④の17ページをお開き願います。

市議会議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）について、御説明をいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,875万7,000円を追加し、総額を1,240億2,947万7,000円とするものでございます。

ページを返していただきまして、18ページ、19ページの別表歳入歳出予算補正に、歳入歳出予算それ

ぞれの款項ごとの補正額等を記載しております。

それでは、追加議案書⑤補正予算に関する説明書により、歳出について一括で御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書⑤補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

今回、補正予算につきましては、給与改定に加え、令和5年度における人員体制を踏まえ、職員及び会計年度任用職員等の給与費を補正するものであります。なお、右端の説明欄のうち、給与改定に伴う増加額につきましては、職員等の給与月額や期末・勤勉手当の引上げに伴う影響額または議員及び常勤特別職に係る期末手当の引上げに伴う影響額を計上しております。

また、その他の増減額につきましては、現行の人員体制を踏まえた給与改定以外の増減影響額をそれぞれ記載しております。

それでは、各項目の概要について、御説明をいたします。

まず、上段、1款1項1目議会費につきましては、議員給与費のほか、議会事務局に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で427万2,000円を増額するものであります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、市長・副市長給与費のほか、市長公室や総務部をはじめとする一般管理部門に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で6,635万8,000円の増であります。

その下、9目出張所費につきましては、各出張所に勤務する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で81万7,000円の減であります。

最下段、11目市民センター費につきましては、各市民センターに勤務する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で1,351万円の増であります。

ページを返していただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

17目芸術館費につきましては、芸術振興財団に勤務する外郭団体職員について、職員に準じた給与改定を実施することに伴い、指定管理委託料及び運営補助金を補正するものであり、目の合計で337万円を増額するものであります。

18目国際交流費につきましては、国際交流協会に勤務する外郭団体職員について、職員に準じた給与改定を実施することなどに伴い、指定管理委託料、運営補助金を補正するものであり、目の合計で37万円の増であります。

20目男女平等参画センター費につきましては、男女平等参画センターに勤務する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で429万4,000円の増であります。

次に、下段、2項徴税费、1目税務総務費につきましては、税務事務所に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で3,457万9,000円の増であります。

ページを返していただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、市民課に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で295万3,000円の減であります。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会事務局に所属する職員の給与

費について補正するものであり、145万7,000円の増であります。

次に、最下段、5項統計調査費、1目統計調査総務費につきましては、デジタルイノベーション課に所属し、統計調査事務に従事する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で221万7,000円の減であります。

ページを返していただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

6項1目監査委員費につきましては、常勤監査委員給与費のほか、監査委員事務局に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で92万4,000円の減であります。

次に、恐れ入りますが、20ページ、21ページまでお進みください。

まず、上段の4款衛生費、3項墓園斎場費、2目斎場費につきましては、斎場に勤務する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で381万1,000円の減であります。

4項清掃費、1目清掃総務費につきましては、ごみ減量課及び廃棄物対策課に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、386万8,000円の減であります。

2目塵芥処理費につきましては、清掃事務所に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で1,430万2,000円の減であります。

最下段、3目し尿処理費につきましては、衛生事業課及び見川クリーンセンターに所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、460万円の減であります。

続きまして、恐れ入りますが、38ページ、39ページまでお進みください。

38ページのページ下段であります。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、スポーツ課及び体育施設整備課に所属する職員及び会計年度任用職員の給与費を補正するものであり、目の合計で487万7,000円の増であります。

最下段、2目体育施設費につきましては、40ページ、41ページにかけて記載がございますが、スポーツ振興協会に勤務する外郭団体職員について、市職員に準じた給与改定を実施することなどに伴い、指定管理委託料及び運営補助金を補正するものであり、目の合計で520万2,000円の増であります。

歳出予算の説明は以上であります。

それでは、続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、大変恐れ入りますが、同じ予算に関する説明書の2ページ、3ページをお願いいたします。

2ページ、3ページが歳入でございます。

まず、上段の21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として2億8,199万3,000円を措置するものであります。

22款諸収入、5項4目雑入につきましては、会計年度任用職員に係る給与費の補正に伴い、市町村職員共済組合掛金及び社会保険掛金を補正するものであり、目の合計で676万4,000円の増であります。

歳入の説明は以上であります。

なお、当該補正の関連資料といたしまして、42ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

市議会議案第112号の総務環境委員会所管分の説明は以上であります。

○佐藤委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第100号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例について、質疑がある方は発言願います。
土田委員。

○土田委員 すみません、1点お聞きします。

コンビニでの交付が始まって大分たつと思うんですけども、これまでの実績と、あと始まってから増えているとか減っているとかという傾向について、少し御説明願います。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年度ベースですけれども、印鑑登録証明書の交付件数はトータルで7万8,271件なんですが、そのうちの18.8%、1万4,685件につきましては、コンビニのほうで交付されているものでございます。

マイナンバーカードの交付率は上がっておりますし、印鑑登録証明書のコンビニでの発行も増えている状況にあります。

○佐藤委員長 よろしいですか。

高倉委員。

○高倉委員 すみません、議案第100号ですけれども、これ、マイナンバーカードとこれまでの窓口とであったものが、スマホで搭載したのも利用が可能だということで、これ、もう既にサービスのほうは始まっているというふうにも聞いているんですけども、それってどうなんですか、まだなんですか。

[発言する者あり]

○高倉委員 これまだなのね。そうすると、これ具体的にスマホでマイナンバーカードと同様の認証をするにはどういったものを使うんですか、アプリとか。

○佐藤委員長 少しあれですかね、説明というか、具体的なアプリとか。よろしいですか。

渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、前提といたしまして、スマホと言いましても、アンドロイドタイプしか今のところ使うことはできません。iPhoneにつきましては、まだ許可が下りていませんので、使うことはできません。

アンドロイドにつきましては、まずスマートフォンの中にマイナポータルというものをダウンロードしていただきまして、その後、順番に何を入れなさいというのが出てきますので、それに従って入れていただくような形になるんですけども。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 マイナポータルから使うということですね。認証して、1回登録、取得できるということですよ。私もマイナポータルを入れていますけれども、まだちょっとそういった準備が整っていないんですが、これによって、いわゆるマイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマホで取得ができるということで、便利になるということですよ。分かりました。

これ、そうすると、このサービスというのは具体的にいつから始まるんですか。この施行の期日からですか。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 施行日なのですが、今現在、国のほうから来ているお話としましては、12月20日から東京都内店舗のローソンとファミリーマートで使えますというところまでは来ています。全国のローソン、ファミリーマートにつきましては、1月22日からというお話までです。

○高倉委員 分かりました。

○佐藤委員長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議案第100号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く）について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 ごめんなさい、これ、議案第110号は全部一緒に言っちゃって大丈夫ですか。

○佐藤委員長 はい、110号です。

○土田委員 はい、すみません。

1つ目は、財政調整基金についてです。ちょっと確認なんですけれども、財政調整基金、幾らくらいを積んでおくのが適正なのか、水戸市はどのくらい積むことにしているのかをお願いします。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

財政調整基金の残高でありますけれども、全国統一の基準というのは特にごございませんで、ただ、本市におきましては、約50億円程度を継続的に確保するという目標を掲げております。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一つは、デジタルイノベーション費のほうで、またシステム改修の予算ということですが、もう少し詳しく中身を教えていただきたいのと、あと委託料800万円ということでしたけれども、この委託先というのはどこなのかをお願いします。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 お答えいたします。

こちらマイナンバーカードに振り仮名、あとは希望者にローマ字を振ることができるようにシステムを改修していくものでございまして、特に、振り仮名につきましては、公金受取口座の登録の際に銀行側のデータが片仮名、振り仮名で持っているという状況がある中で、こちらのマイナンバーのシステムのほうが片仮名、振り仮名で持っていないというところがございます、そこら辺の不具合も解消していくということが目的でございます。

また、ローマ字につきましても、国のほうですと、例えば、在外公館等で利用ができるようにする、そういったことも想定しているということで、希望者にローマ字を振るようなシステム改修ということでございます。

また、委託先でございますが、こちらは住基システムの改修ということでございますので、そちらの委託業者であるGCCというシステム会社に委託をする予定でございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、今、皆さんが持っているマイナンバーカードには、振り仮名、ローマ字がない状況で、これから付け替えるとカード自体も交換していくことになるんでしょうか。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 実際に振り仮名が振られるということでございますけれども、法律は今年6月2日に可決されて、その3年を超えない範囲ということになっておりますので、その中で新しくカードを発行する方に対しては、振り仮名が振られるということになります。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

最後です。3項のほうで戸籍住民基本台帳費ということで、附票に振り仮名と先ほど説明受けましたけれども、この振り仮名を振るときにどういうふうに住民の皆さんの名前を読み方を振るのか、皆さんに書かせるのか、どうやって調べるのか、その辺をお願いします。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そもそもが、まず戸籍の附票に振り仮名を振るのではなくて、戸籍に振り仮名を振ります。これは法務省予算ですので、来年度以降補助が来て、委託をしてという形になりますけれども、今回、総務省予算のほうの前倒しで来ましたので、戸籍の附票のほうのシステムも先に直させていただくんですけども、まず戸籍のほうで水戸市に戸籍のある方、本籍のある方について、あなたのお名前はこれでいいですかという通知を差し上げます。通知を差し上げて、回答を待つという形になります。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、全部本人に確認してということになりますかね。これ、戸籍に振り仮名をつけるという改正のときに国会のほうでは、それぞれいろんな読み方をする人がいて、振り仮名が本人から申請されなければ役所のほうで一般的な読み仮名でつけてしまうみたいな議論もありました。例えば、うちの田中真己議員だったら、まさきとも読めるし、まさみとも読めるし、それを判断されちゃうのがよろしくないんじゃないかというような議論がありましたけれども、そういった問題に対しては大丈夫なことになっているんでしょうか。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 今のところなんですけれども、一応、通知を出してから1年以内は本人からの回答を待つ

てくださいというふうになっていますので、1年待ちます。その後、回答のない方なんですけれども、住民票を参考にお名前は仮に入れさせていただきます。ただ、これはあくまで仮ですので、戸籍に記載はしませんけれども、その先、附票とか住民票とかには記載されませんので、今、実際に住民票のほうをお取りいただくと、お名前の上に振り仮名が振ってあるかと思うんですけれども、そこが今度空欄になります。

○佐藤委員長 よろしいですかね。

ほかにありますか。

萩谷委員。

○萩谷委員 関連いたしまして、マイナンバーカードに伴う振り仮名とかローマ字の対応、あるいは戸籍にも附票に振り仮名を追加するということなんですけど、委託でやるという話も聞こえましたが、職員の方々への負担というか、労務的など、この辺りはどういうふうになっていますでしょうか。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 委託できる場所につきましては、全て委託のほうを考えております。委託できない部分、最終的に戸籍に振り仮名をつけたりといったところにつきましては、職員もしくは、その間だけ会計年度任用職員を考えております。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 今回の補正というのは、そういったことに関わる時間外労働だとか人件費とか、そういったものも含んだ中身ということなんでしょうか。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 今回はそこまでいってなくて、ただ単純にシステムを変更しますよということですので、委託料のみになっております。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 そうすると、これは次年度以降の対応ということになるんですかね。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 次年度以降の対応と考えております。

○萩谷委員 承知しました。

○佐藤委員長 ほか、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 ないようですので、議案第110号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第111号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 ないようですので、議案第111号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会

所管分を除く)について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、給与が上がるという条例の補正だったので、みんな増えるのかなと思っていたら、先ほどの説明で、結構、衛生費とかで減が随分多いところがあるんですけども、これはどういうことなのかを教えてください。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、前提といたしまして、令和5年度の当初予算になりますけれども、4年度の人員体制で予算を組んでおりまして、入れ替わりというのがどうしても人事配置でありますので、それが大きな原因となっております。

あとは、年度途中で退職した方とかもおりますので、そういった影響で減額が生じた結果、相殺されたということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○土田委員 はい。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

萩谷委員。

○萩谷委員 私のほうから繰越金なんですけど、議案書⑤の2ページ、3ページのところですけれども、今回の補正で2億8,199万3,000円が繰越金として補正になっているということで、この額というのはどういうふうに生じてきているのか、ちょっと細かいところなんですけど、教えていただければと思います。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の補正をさせていただいた繰越金の額が2億8,199万3,000円となっておりますので、これにつきましては、職員の給与費の補正を行うに当たりまして、一般財源というのは生じていますので、その分ということで措置をさせていただいているという対応でございます。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 給与費の補正で、どういうふうになるのかというのが、ちょっとよく分かんなかったもので。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問でございますけれども、これはどちらかというと、1個1個といいますか、相対でまず歳出を決めまして、その歳出と歳入をトータルに含みますので、歳出の分の一般財源所要額ということで御理解いただければと思います。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっと、私が勉強不足でよく分からないんですが、繰越金って前年度に決まりますよね。それが今年度、その人件費、給与改定でこう変わるというところはよく理解できなかったものですから。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの御質問になりますけれども、給与改定とか各補正の内容は別になりまして、金

額で御理解いただいて、まず給与改定で補正が出ます。その分の財源が当然必要になります。この部分については、特に特定財源がございませんで、これは市のほうの持ち出し、いわゆる一般財源で補正を行うということでありまして、前年度の実質収支で留保している金額がございますので、それを充当して予算を組んだということでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ほかにごございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議案第112号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知お祈りいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時43分 散会